

**審査基準及び標準処理期間**

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	鳥獣捕獲等事業の認定の更新
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第18条の8
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>1. 認定鳥獣捕獲等事業者の役員のうちにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反により狩猟免許を取り消され、その取消し日から3年を経過しない者のいずれかに該当する者でないこと。(法第18条の4第2号)</p> <p>2. 鳥獣の捕獲等(夜間銃猟を除く。)をする際の安全管理を図るために体制が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定める基準に適合すること。(法第18条の5第1項第1号)</p> <p>3. 夜間銃猟をする際の安全管理を図るために体制が、環境省令で定める基準に適合すること。(法第18条の5第1項第2号)</p> <p>4. 鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として環境省令で定める基準に適合する者であること。(法第18条の5第1項第3号)</p> <p>5. 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分であること。</p> <p>(法第18条の5第1項第4号)</p> <p>6. その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合すること。(法第18条の5第1項第5号)</p>
⑦	審査基準	法第18条の8第2項及び第3項、第18条の3、第18条の4(第1号を除く)、第18条の5第1項 環境省令第19条の2第2項
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)20日間
⑪	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	20日間
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣係(電話)075-414-5022
⑬	備考	環境省自然環境局長通知(令和4年9月16日付け環自野発第2209163号)Ⅶ「認定鳥獣捕獲等事業者制度」



## VI 認定鳥獣捕獲等事業者制度

ニホンジカやノシシ等の一部の鳥獣が、生息数の著しい増加や分布域の拡大により、生態系や農林業に深刻な被害を与えている地域においては、適正な個体群管理を図るため、捕獲等を強化し、生息数を適正な水準に減少させ、又は生息地を適正な範囲に縮小させる必要がある。

一方、近年、鳥獣の捕獲等の扱い手となる狩猟者の減少・高齢化が急速に進んでいる。狩猟者の大多数は余暇やボランティアとして鳥獣の捕獲をしており、專業で捕獲等に従事する者は少數であり、從来の狩猟者や被害防止の目的での捕獲等の体験だけでは、捕獲等の強化への対応が難しい場合もある。

このため、平成26年の法改正により、主に公的な捕獲等の事業において安全を確保して効果的な捕獲等を行い円滑な業務を実施できる坦い手を育成・確保するため、鳥獣の捕獲等に専門性を有し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者が実施する事業を都道府県知事が認定できることとする認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設した。これらの趣旨を踏まえ、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、鳥獣の捕獲等の扱い手の育成・確保に努めるものとする。

### 1. 認定の申請

(1) 都道府県知事は、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者に対して、法第18条の3に規定する申請書に、施行規則第19条の2第2項に規定する添付書類を添えて、認定を受けようとする都道府県知事に提出するよう、都道府県の広報機関等を通じて周知することとする。申請書及び添付書類の様式については、別記様式2-1から2-7を参考とする。

(2) 認定の申請は、一の法人につき一の申請とし、一の法人が複数の認定を受けることはできないものとする。一の法人が、鳥獣捕獲等事業において複数の方法により捕獲等をする又は複数の鳥獣の種類を対象にする場合には、捕獲等をする方法ごとに对象とする鳥獣の種類を定めて申請をさせ、認定するものとする。申請に当たっては、捕獲等をする方法について、「空気銃」「空氣銃」「わな」「網」から選択するものとする。なお、認定を受けた場合であっても、認定を受けた県以外の方法により捕獲等を行う場合には、認定鳥獣捕獲等事業には該当しないこととなる。認定の対象とする鳥獣の種類については、対象としようとする又は複数の種名を記載するものとし、法第80条の規定により法の適用除外とされている鳥獣は対象としない。

(3) 申請書の提出先については、申請者が、主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業と

してする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事のいずれかを選択する。なお、鳥獣捕獲等事業とは、鳥獣の捕獲等をする事業を指し、鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等とは、申請者である法人が鳥獣捕獲等事業として、宛注者との契約等に基づき行う個別の業務としての鳥獣の捕獲等を指す。

なお、鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域として申請書が提出された場合であって、主たる地域に該当するかの判断がつかない場合においては、必要に応じて当該都道府県内における実績や鳥獣の捕獲等の実施の見通しに関する書類等を求める等により判断することが考えられる。

### 2. 認定の審査

#### (1) 認定を受けることができる鳥獣捕獲等事業者

##### ①鳥獣捕獲等事業者の組織形態

認定を受けることができる者については、従来の許可捕獲や登録狩猟のように個人としてではなく、組織として、契約に基づき、十分な安全管理体制を確保しつつ、一定の技能及び知識をもつて効率的かつ確実に責任をもつて鳥獣の捕獲等を遂行する観点から、法人に限定している。よって、法人格のある団体等しか申請者になることができないため、法人格を持たない団体等や法人の支社、支部等の組織は、申請者になることができない。

##### ②鳥獣捕獲等事業者の従事者

ア 事業管理責任者  
事業管理責任者とは、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業が適切に実施されるよう、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理体制を確保する責任を有し、かつ、事業従事者に対して研修を実施する責任を有することから、認定を受けた鳥獣捕獲等事業全体会員を統括し、監督する権限を有する者である必要がある。事業管理責任者は、常勤・非常勤問わず、申請者が自己の従員（代表者を含む。）又は雇用している者（従業員）の中から選任することとしている。  
事業管理責任者の責務を遂行するに当たっては、事業管理責任者が実際に鳥獣の捕獲等に從事するか否かに問わらず、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理及び鳥獣の捕獲等に関する技能及び知識を有する必要があることから、申請する鳥獣捕獲等事業において用いる全ての県法の種類の特許免許を有するとともに、安全管理講習、技能知識講習及び（民間院系をする場合は）民間院系安全管理講習を修了し、救急救命に関する知識を有していないければならない。  
なお、事業管理責任者についても、捕獲従事者の各要件を満たす場合は、捕獲従事者に含めて申請をすることができる。

イ 捕獲従事者は、鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者であり、法定猟法により鳥獣の捕獲等をする行為を行う者が該当する。

指揮命令系統の確保を含め、事業の安全な遂行の観点から、捕獲従事者と申請者の間に何らかの雇用關係等があることが望ましい。

捕獲従事者は、鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等のうち自らが從事しようとする系法に係る全ての狩猟免許を有し、安全管理講習及び技能知識講習を修了していることを認定の基準としている。夜間銃糞を含む事業の認定を受ける場合においては、夜間銃糞において鳥獣の捕獲等をする者（射手）として、夜間銃糞安全管理講習を修了し、夜間銃糞をする捕獲従事者の技能の要件を満たす捕獲従事者を含めることが必要となる。また、救急救命講習については、捕獲従事者のうち、半数以上の方が修了している必要がある。

さらに、銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあっては、現に銃器を使用する捕獲従事者が自らの有する狩猟免許の種類に応じた銃器を所持している必要がある。なお、施行規則第19条の2第2項第7号に定める許可証の写しについては、現に銃を所持していることを確認するものであることから、写真、本人に関する情報、許可証番号及び交付年月日等が記載されたページ及び少なくともも鳥獣捕獲等事業で使用する1種類以上の現に所持する銃（銃手持の用途が原則有害鳥獣駆除であるもの。ただし、これまでに有害鳥獣駆除を実施したことがない捕獲従事者については、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として、鳥獣捕獲等事業に従事することを證明する従事者証の交付を受けた後、銃の用途での銃手持許可証でも構わない。）の種類等が記載されたページの写しを提出すること。

さらに、全ての捕獲従事者が損害賠償保険等（保険金額が旅費にあっては1億円以上、網羅・わな網にあっては3,000万円以上のものに限る。）の被保険者等であることが必要となる。保険の適用期間については、その適用期間にかかるらず、認定時に加入していることが認定の要件とされるが、認定の有効期間の途中で保険の適用期間が終了した場合、当該捕獲従事者については、認定基準を満たさないものとなるため、認定鳥獣捕獲等事業者の維持について定めた法第18条の6の規定に則って、保険の適用期間の末日までに保険の延長をすること、又は延長をしない場合にはあっては、当該捕獲従事者が施行規則第19条の8第4号の規定に定める要件に適合しないことから、当該捕獲従事者の除外に係る法第18条の7第3項に基づく変更の届出をすること等について、当該認定鳥獣捕獲等事業者及び捕獲従事者に十分に周知するとともに、これらの措置がなされず、法第18条の5第1項各号に定める要件を満たしていないことが確認された場合は、法第18条の6第2項に基づく措置命令又は法

第18条の10第2項の認定の取消しを行うこと。また、わな網の認定基準に係る損害賠償能力の要件では、わな網の設置数に関する制限や規定ではなく、また、囲いわなや箱わな等、わな網の種類によっては少數のわなでも効果的な捕獲を行うことが可能な場合があることから、保険が適用されるわな網の設置数が規定されていたとしても、認定に係る損害賠償能力の要件を満たすと考えて差し支えない。ただし、わな網の認定を受けた鳥獣捕獲等事業であって、保険が適用されるわな網の設置数を超えるわなを設置した場合、当該わなについては損害賠償能力が適用されず、施行規則第19条の8第4号に定める損害賠償能力の要件を具備していない者どなり、法第18条の6第2項の措置命令又は法第18条の10第2項の認定の取消しの対象となるので、あらかじめ、その旨について当該認定鳥獣捕獲等事業者及び捕獲従事者に十分に周知するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者の維持について定めた法第18条の6の規定に則って、認定を受けた鳥獣捕獲等事業に必要な数のわなに適用される保険に加入するよう指導すること。

なお、施行規則第19条の2第2項第13号に規定する損害賠償契約書の写しについては、契約の契約者、被保険者、契約期間及び契約内容（保険金額を含む）が分かるべきの写しを提出すること。また、鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成27年環境省令第3号。以下「整備省令」という。）附則第2条の規定により読み替えて適用する施行規則第19条の2第2項第13号に基づき、認可特定保険業の共済事業の被共済者であることを証する書類は折衝者登録の際に用いる様式（平成27年5月20日付け環自野第15052012号、自然環境局野生生物課長通知W様式第7号の狩獵災害共済事業被共済者証）を用いることができるものとする。

事業従事者と/or、「鳥獣捕獲等事業に従事する者」全体を指し、アの事業管理責任者やイの捕獲従事者を含む。ア以外の者としては、鳥獣捕獲等事業において、運転、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者のほか、データ入力や契約等の事務を行う者等を含む。

なお、申請者は、認定申請時に提出する捕獲従事者名簿に事業従事者を記載する必要はない。ただし、事業従事者は各講習を修了するよう努める必要がある。また、事業管理責任者は、安全管理規程を事業従事者へ周知徹底し、遵守させる義務を有し、事業従事者に対する研修を実施するよう努める義務を有する。

## (2) 安全管理体制

### ① 安全管理規程

施行規則第19条の2第2項第4号に規定する鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程については、以下の点に留意して、ア～カに掲げる事項を記載するものとなるよう申請

者に指導すること。なお、安全管理規程については環境省が作成した講習テキストに掲載した様式例を参考とすること。また、夜間就寝の実施に関する内容を含めることができる。

#### ア 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

申請者が行う鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制図を記載するとともに、指揮命令系統を明確にすること。

連絡体制図には、第1号者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示すこと。加えて緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載すること。なお、業務ごとに従事者の役割分担や、連絡先等が変わることが想定されるため、個別の従事者や警察署や病院名等を記載する必要はない。なお、対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制図が異なる場合は、必要に応じてそれぞれの連絡体制図を作成すること。

鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項  
鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順や人員配置等に関する考え方を記載すること。

また、鳥獣捕獲等事業を実施する際、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針を記載すること。なお、救急救命に関する知識を有する事業従事者を、原則として現場に複数配置することが望ましく、少なくとも1名は配置し、傷病者に応える体制を有すること。

#### ウ 犬具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

##### (a) 第1号

安全管理の観点から、統の定期的な点検に関する計画(点検方法及び頻度を含む)、統の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項(脱色の確認、矢先の確認、安土の確保等)について記載すること。

##### (b) わな

安全管理の観点から、網・わなの定期的な点検に関する計画(点検の方法及び頻度を含む)、網・わなの取り扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項(設置時の標識の設置方法、罠設捕獲防止の方法等)について記載すること。

##### (c) 鋼器を使用する場合にあっては、次の(a)及び(b)に掲げる事項

(a) 射撃場における射撃を捕獲従事者に1年間に2回以上実施させることに関する事項

安全管理の観点から、射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載すること。  
なお、全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上実施するよう規定する必要があるが、射撃練習の実施頻度及び内容については、捕獲従事者や業務内容ごとに適切な回数が異なると考えられ、また、住所地と射撃場との距離によって鳥獣

捕獲等事業者の負担が異なること等に留意し、適切な頻度及び内容を定めること。  
ただし、麻酔統は、射撃場での練習ができない一方、麻酔統による一般的な銃猟は、一般的な装薬統に比べて有効射程距離が短いため、安全な捕獲を遂行する観点から、一概の装薬統ほど高度な命中技術を必要としないことから、麻酔統のみを使用して捕獲等事業を実施する捕獲従事者については、施行規則第19条の4第1項第1号ニ(1)において射撃場における射撃練習が必要な捕獲従事者から除いている。

#### (b) 鋼器の保管及び使用に関する事項

安全管理の観点から、銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載すること。  
なお、捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル統による軽便の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合にあっては、「平成27年3月24日警察庁令保発第70号 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル統の保管及び使用に関する取扱いを遵守すること」によつて示された当該ライフル統の保管及び使用に関する取扱いを遵守することについて記載すること。  
また、麻酔統のみを使用して捕獲等事業を実施する場合には、通常、安全な捕獲を遂行する観点から、一般的な装薬統に比べて有効射程距離が短いため、一般的な装薬統ほど高度な命中技術を必要としない。しかし、無条件に安全性が高いわけではないことから、また、効率的かつ効果的な捕獲作業を実施する上でも、事前の下見を十分に行い、捕獲対象となる個体の状況を確認し、使う薬品の種類や量を状況に応じて安全に配慮して調節する等の入念な準備や、対象個体までの距離と薬液量等を勘案して、薬剤を速やかに吸収するために筋肉量の多い部位に投与するための技術も必要である。そのため、麻酔統のみを使用して捕獲等事業を実施する場合においても、上記の観点から、必要な銃器の保管及び使用について記載すること。

#### オ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

鳥獣の捕獲等においては、野外活動に危険を伴得ること、銃具の使い方を誤ると人等に危害を及ぼしえること、鳥獣の殺傷により精神的な負担を生じ得ること等から、事業従事者の心身の健康状態を把握し、良好に保つよう努めるとともに、鳥獣の捕獲等に従事することが適当ではないと認められる場合においては從事させないことが必要である。このため、事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握することとし、その頻度及び方法について記載すること。

なお、法第51条第2項たゞじ書に規定する「必要な適性を有することが確認された者」については新規免許更新時の適性試験が免除される。具体的には、施行規則第52条に規定する適性(視力、聽力、運動能力)を有することを確認する必要があることから、その確認の実施方法や実施内容について規定すること。「必要な適性を有すること

が確認された者」であることを示す書面の様式については、別記様式2-14を参考とする。  
なお、鳥獣の捕獲等に從事した年数が短い事業従事者や、高齢の事業従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努めるよう留意すること。

その他必要な事項を記載することとし、例えば、安全管理のために必要な基本的な装備や、無線や衛星電話の使用に関する取り決め等を記載することが考えられる。

②安全管理講習及び技能知識講習

安全管理講習及び技能知識講習においては、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用し、環境省が作成した講習実施要領に従って、適切な講師を選定して実施するものとする。当面の間は環境省が実施するほか、申請者自ら、又は、外部団体、都道府県及び各種の学校等が実施することが想定される。環境省以外の者が実施する場合には、環境省が作成した講習テキストの内容に準じ、以下のア（技能知識講習）の科目について合計5時間以上、イ（安全管理講習）の科目について合計5時間以上実施すること。

#### ア 技能知識講習

(a)科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理（鳥獣の生態を含む。）

(b)鳥獣の保護又は管理に関する法令（鳥獣保護管理法及び関係法令）

(c)認定鳥獣捕獲等事業者制度

(d)鳥獣捕獲等事業における捕獲手法

#### イ 安全管理講習

(a)鳥獣捕獲等事業の工程管理

(b)鳥獣捕獲等事業における安全確保（漁具の安全な保管及び使用を含む。）

講習の実施者は、講習実施後に環境省が作成した習熟度確認テスト等を活用して習熟度の確認テストを実施し、修了証を発行する。修了証について環境省が作成した講習実施要領に掲載した様式例を参考とすること。一定の習熟度に達しない者については、講習の実施者は申請者が習熟度確認テストの結果の解説等により補習し習熟度の向上を図るよう努めることとする。

講習については複数の講習実施者により分割して実施しても構わない。その場合には、講習実施者ごとに修了証を発行することができるが、講習実施者により分割又は一括して全ての講習項目について習熟度確認テストが実施されるよう留意すること。

都道府県知事は、修了証によって講習の修了を確認するものとするが、必要に応じて講習が適切に実施されたかを確認するため、実施方法、内容及び講師等について必要な資料を申請者に求めることが考えられる。講習については申請前3年内に修了したものとする。

なお、「当該講習を修了した者と同等の知識を有する者」については、同様の全ての講習を受講したものとみなすことができるが、これは、環境省が作成した講習テキストの内容に照らして、同様の全ての知識等を習得していると認められるもので、例えば、大学等が実施する資格や講座、認証制度等が想定される。なお、この場合、その資格や証明等を証する書類を提出する必要がある。

- ③救急救命に関する知識  
救急救命に関する知識については、心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む救命講習を受講し、その修了証等を有している必要がある。この「講習の受講」には、例えば、消防機関が主催する上級救命講習、日本赤十字社の救急員養成講習の受講及び普通救命講習に心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法を含む場合は普通救命講習（3項目を含む講習であることを示す必要がある）の受講が該当する。また、普通救命講習（搬送法を含まない）を受講した上で、申請者が自ら搬送法の手法に詳しい者を講師として実施する搬送法の講習を受講することもこれに該当する。
- さらに、申請者が自ら実施する以下のような救命講習の受講も該当する。
- ・申請者の内の救急救命士や応急手当指導員、医師等の資格を有する者を講師として開催する救命講習
  - ・消防本部や日本赤十字社に依頼して外部から救急救命の指導者を派遣してもらう等適切な講師を招聘して開催する救命講習。
  - ・申請者が自ら救命講習を実施する場合は、実施報告書等により適切な内容を実施したことを探認することとする。
- なお、施行規則第19条の2第2項第8号に規定する救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類については、有効期限が定められている資格等の場合においては、原則として有効期限内のものであることとし、再受講の時期に係る日安が示されている講習等の場合においては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講していることを要することとする。
- (3)夜間放獵をする際の安全管理体制
- 夜間放獵を含む鳥獣捕獲等事業の認定の申請をする場合においては、次の①～⑤についても審査を行うこと。
- ①夜間放獵をする際の安全管理規程
  - 施行規則第19条の2第2項第4号に規定する鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程に夜間放獵をする際の安全管理について自訂するか、又は夜間放獵の実施に係る安全管理規程を別途作成すること。
  - 夜間放獵をする際の安全管理規程については、以下の点に留意して、施行規則第19条の5第1項ロ～ホに掲げる事項を記載するものとなるよう申請者に指掌すること。

#### ア 夜間銃撃をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

(2) ①アにおいて安全管理規程に記載することとした各事項について、夜間銃撃をする際に対応した事項を記載すること。

#### イ 夜間銃撃をする際の安全の確保のための配慮事項

(2) ①アにおいて安全管理規程に記載することとした各事項について、夜間銃撃をする際に対応する事項を記載すること。夜間銃撃をする際の銃器の使用に関する事項として、屋間の下見と安全確認等の実施、脱色の確認、矢先の確認、獲物の確認、バックストップ（安土）の確認の方法（作業手順）や体制等、夜間銃撃における安全を確保するための具体的な取決めを記載すること。なお、ライフル銃に比べてライフル銃以外の銃種は有効射程距離が短く、近距離での射撃に有効であること等、使用する銃種の適性や有効射程距離等を踏まえ、安全を確保するための具体的な取決めを記載すること。

ウ 夜間銃撃をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法

夜間銃撃をする際の住民への事前の周知や実施区域周辺における立入制限等に関する案内、誘導等については、業務ごとに業務発注者である都道府県又は国の機関と調整の上決定することとなるが、基本的な考え方や手法を記載すること。

#### エ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（特に握力）

握力は、一般に暗い場所では低下することから、夜間銃撃をする者が適当な水準の握力を有し、かつ、暗所において握力が低下し、夜間銃撃に差しい支障をきたすような病気等を持たないことをについて、健康診断等により定期的に把握して、夜間銃撃をするに当たって適当ではない握力と判断された者には夜間銃撃をさせないことを記載すること。

#### オ その他必要な事項

夜間銃撃は、昼間ににおける鳥獣捕獲等事業とは異なり夜間の特性があることから、より組織的な鳥獣捕獲等事業を行う必要があるため、これを踏まえた基本的な人員配置や道具の準備に関する申請者内の取決め等の必要な事項を記載すること。なお、ライフル銃以外の銃種で射撃技能の確認をした者を捕獲従事者とする場合、ライフル銃以外の銃種での捕獲は近距離射撃を想定したものであることから、その点を踏まえた人員配置等を記載すること。

また、夜間銃撃では確実な射撃技能が求められるところから、夜間銃撃に従事する者は、射撃場における射撃練習を適切に実施すること。

#### ② 捕獲従事者の夜間銃撃をする際の安全の確保に関する技能

夜間銃撃に係る捕獲従事者については、夜間銃撃をする際の安全の確保に関する技能が以下の要件を満たす必要があり、認定申請時に審査を行うこと。添付書類の様式に

ついては、様式2－4①～③を参考にする。

#### ア 射撃技能

夜間銃撃作業計画において、あらかじめバックストップや着弾点の範囲を確認し、使用する銃や銃弾の種類、射撃場所及び射撃方向、規範性を確保する方法、安全管理体制、夜間銃撃に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策等を定め、これに従って夜間銃撃をすることとしている。しかし、夜間ににおいては星よりも地盤・識別しづらいことから、想定外の方向に銃弾が誤って発射された場合においては、危険が増大することと予想される。さらに、確實に対象個体を捕獲できなかった場合は、いわゆる追い矢を想定外の方向に放つ事故や、捕獲個体の回収時の事故、警戒心の高い個体を増加させること等が懸念される。このため、夜間銃撃において安全を確保するためには、射手が確実に想定した方向に発射し、対象個体から距離を外さない技能を有することが重要である。また、国内における夜間銃撃では、広い土地を確保した中長距離（50～150m）での射撃以外に、狭隘な地形要因等の影響で比較的射程距離が近い場合（20～30m）の射撃も想定され、射程距離や周辺の状況によって使用する銃種も考慮する必要がある。

以上のことから、射撃において相当の技能、夜間銃撃で一般的に想定し得る射撃方法において、対象個体から外さないために必要な技能を求める。なお、夜間銃撃においては、現在知見が乏しく、今後、技術開発や事例の蓄積がなされていくものであることから、射撃方法を限定していないが、必要な技能については、海外の先進的な管理制度における射手の基準の事例や国内における数少ない知見を参考に、ニホンジカの頭部に銃弾を命中させることを仮定して定めている。

射撃についての必要な技能は、射撃場において、射撃場から50mの位置に設置した標的に対して、適切な制限時間内に5回以上の射撃を行い、①使用する銃種は間わず標的の中心から2.5cmの範囲に全て命中させる技能、②ライフル銃以外の銃種で標的の中心から5.0cmの範囲に全て命中させる技能、③①及び②と同等の技能を有することのいずれかを満たすこととしている。有効射程距離が比較的短い散弾銃（スラグ弾）等の仕様も有効であるが、25m程度の近距離射撃に対応した射撃場を全国各地で確保することが困難であることから、ライフル銃以外の銃種において5回以上射撃を行い、25mの射程距離で標的の中心から2.5cmの範囲に全て命中させる技能と同等の技能として、50mの射程距離で標的の中心から5.0cmの範囲にて命中させることを求めていた。なお、ライフル銃は、銃の構造上、弾丸の威力が落ちにくく有効射程距離も長く、想定外の方向に誤って発射した際の危険性がライフル銃以外の銃種よりも高いため、50mの射程距離から5回以上の射撃を行い、標的の中心から2.5cmの範囲に全て命中させる技能を求めている。

射撃については、実際の射撃等の現場において実施する状況に近い条件で行うこととし、射撃姿勢については立射、蹲射、伏射、肘射等の射撃姿勢を自由に選択する

ものとし、選択した射撃姿勢について簡易な依託射撃を可能とする。なお、簡易な依託射撃とは、実際の捕獲等の現場において実施し得る依託射撃とし、銃身を架台、土のう又は船身に取り付けて持ち運べる簡易な補助具（いわゆるモノポット、ハイポット等）等については認めるものとするが、銃を完全に固定する方法（いわゆるベンチレストやガンレスト等で銃全体を完全に固定する方法）での依託射撃は認めない。また、銃を安定させるために脇に絡めて使用する負革についてはその使用を認めるなどとする。

以上の要件については、射撃の技能を証明するに当たって適切な者による証明書によって確認をするものとし、環境省及び都道府県が実施する技能試験において適切な者として証明書を発行するものとする。なお、同等の技能を有するとして、射撃に関する関係団体からの推薦を有する者においては、この限りではない。この場合、推薦書には、過去1年以内に参加した射撃に関する大会において以上の要件と同等の技能を有すると判断されたことがわかる書類を添付すること。なお、ライフル銃以外の銃種で技能を取めたことを認定申請書の捕獲従事者欄に載せる場合、ライフル銃以外の銃種での技能証明であることを明確にすること。

イ 捕獲等の実績

夜間銃猟は、鳥獣を対象とするものであることから、対象鳥獣の捕獲等に係る経験及び実績を求めることとする。相当の実績とは、申請前3年間において第一種銃猟免許を受け、かつ、装薬系統を所持しており、申請前3年以内に統制により指定管理鳥獣の捕獲等をした十分かつ適切な実績を有することとする。なお、「十分かつ適切な実績」とは地候や捕獲等の方法、事故実績等に応じて判断することとする。

#### ウ 人格識見

夜間銃猟においては、あらかじめ決られた場所や方法により、安全が確実に確保された状況下でのみ発射することとしているが、事前の計画どおりに夜間銃猟の体制を整備していたとしても、夜間銃猟の射手においては、安全に発射できるかについて、発射直前の天候等の環境条件や対象個体の動向等から、総合的に判断しなければならない。このため、夜間銃猟をする際の安全を確保するには、危険な状況では発射しない判断を適確に行なうことが重要である。よって、夜間銃猟をする者として相当な人格識見とは、危険な状況では発射しない判断力や自制心である。これについて、所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、夜間銃猟をする者として相当な人格識見をする者である旨を推薦することとし、推薦書を提出させること。なお、代表者が夜間銃猟をする場合は、法人に所属する以外の者で統制免許を有する適切な推薦人を立てて推薦書を得ること。

### ③夜間銃猟安全管理講習

夜間銃猟安全管理講習については、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用し、環境省が作成した講習実施要領に従って、適切な講師を選定して、以下のアについて2時間以上実施するとともに、イとして3時間以上の実習を実施すること。講習実後に習熟度確認テストを実施し、修了証を発行する。また、捕獲従事者に含まれない事業管理責任者については、アのみの受講で差し支えないが、その事業管理責任者が捕獲従事者となる場合は、イについても受講しなければならない。

ア 夜間銃猟における安全確保（法制度等、銃器の安全を取り扱い、能力の特性等）  
イ 夜間銃猟安全管理実習（銃器の安全を取り扱い、機械的な夜間銃猟の実施等）  
なお、求められる知識が専門的かつ重要であることにかんがみ、環境省又は都道府県が実施する講習会を修了することとする。

夜間銃猟安全管理講習の修了については、講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類によって確認することとなるが、各捕獲従事者について、申請前3年内に受講したものであることが望ましい。

#### （4）研修

都道府県知事は、認定の際、研修の内容が法第18条の5第1項第4号に規定する基準に適合するものであるかどうかについて、研修に関する計画書の内容を確認し、その研修が全ての捕獲従事者において毎年5時間以上実施されること、研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであるかどうかを審査し、必要に応じて研修計画を改善すること。

認定の有効期間の更新の申請をする場合においては、前回認定を受けた後3年間の研修の実施状況に関する報告書を提出させ、その内容を確認する。  
研修の内容としては、安全管理講習、技能知識講習及び（夜間銃猟をする場合は）夜間銃猟安全管理講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項及び最新の知識を得るために、研修計画に定める研修の内容や組織の実態に応じて実施するものとし、申請者が鳥獣捕獲等事業の内容や組織の実態に応じて、適切な事項を定めるものとする。なお、改正された法令に関する知識等、最新の知識を随時習得すべき事項については、確實に研修事項の中に含めるよう指導すること。申請者が外部の講師を招いて自ら実施するか、他の団体が主催する講習等を受講する等により、研修とすることがができる。また、研修の実施方法形態については、座学、実技練習及び現場研修など、様々な形態が想定される。習熟度の確認は必ずしも求めない。  
なお、捕獲従事者が研修の講師を務める場合を考えられるが、その場合は、講師を務めた研修部分については、当該研修を修了したものとみなす。

#### （5）その他の基準

- ①申請者の捕獲等の実績  
契約に基づき鳥獣の捕獲等に関する業務を実施できることを審査するため、認定を受

けようとする法人が、申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において新法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣種の捕獲等を適切に実施したこととする（例えば、ニホンジカの銃獵及びノシシの銃獵の実績が必要となる。）。

認定の更新も初回の認定と同様に実績は求めることとしている。なお、初回の認定期時に提出した実績（更新の申請前3年以内のものに限る。）を更新時の実績として提出することも差し支えない。

実績は、認定を受けようとする法人の実績であり、当該法人が組織的に実施したと認められるものである必要がある。当該法人が組織的に実施するとは、当該法人の鳥獣捕獲等事業として位置付けて、原則として発注者からの依頼を受けて捕獲等を実施することを指す。捕獲従事者が個人として行った捕獲等の実績（趣味としての狩猟等）は認められない。そのため、当該法人が個人として行った捕獲等の実績として認められない。

このため、当該法人が発注者との契約に基づき法第9条の捕獲許可を受ける等により捕獲等をした実績を積むことが望ましいが、現状そのような捕獲等が実施されている事例が少ないことから、そのような捕獲等以外のものであっても当該法人が組織的に捕獲等を実施したということが実質的に認められる場合にあっては、実績として認めて差支えない。

例えば、当該法人以外の団体の鳥獣捕獲等事業に個人として参加して実施した捕獲等については、原則として当該法人の実績としては認められないが、当該法人が当該捕獲等に対し相当数の人数を派遣又は推薦し、それら者の中の指揮命令のもと共同で捕獲等をした実績を有する等、実質的に当該法人が組織的に実施したと認められる場合はこの限りではない。また、新規に法人を設立した場合は、原則として、その構成員が以前所属していた団体において実施した捕獲等を新たに法人の実績とすることはできないが、新たな法人が実質的に以前の団体の後継かつ同事の組織と認められる場合や、新たな法人の構成員のうち相当数が鳥獣捕獲等事業において構成員の中の指揮命令のもと、共同で捕獲等をした実績を有する場合においてはこの限りではない。この場合は、この他、既存の法人が捕獲実績を有していないかったとしても、捕獲実績を有している他の団体や組織を吸収・合併するなどして取り込み、既存の法人の事業内容に鳥獣捕獲等事業を位置付ける場合も実績として認められる。

実績については、業務の目的その他の目的であっても構わない。業務として実施した捕獲等では、法第9条に基づく捕獲許可が不要な捕獲等（指定管理鳥獣捕獲等事業等）や登録狩猟として実施した捕獲等でも構わない。

実績の確認様式は、様式2-5を参考にするものとする。事業を適切に実施したかどうかについて、事故・違反がなく、計画どおり事業を遂行したか否かもって判断するも

のとする。

なお、捕獲等の実績は申請前3年以内に少なくとも1件の実績があればよいこととする。ただし、申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を提出させることとしており、申請者内でその改善措置が十分に行われていることが報告書等により確認できない場合は、1件以上の実績があつたとしても、適切に実施されたと認めないものとする。

②役員等が施行規則第19条の8第3号イからへに該しない者であること  
申請者の役員及び事業管理責任者（以下「役員等」という。）が施行規則第19条の8第3号イからへまでのいずれにも該しない者であることについては、誓約書によつて確認することとする。なお、全ての役員等を都道府県警察に照会し、確認することは想定しないが、異常が生じた場合や個別に疑わしい情報がある場合等においては、必要に応じて履歴については市町村に、施行規則第19条の8第3号ニ及びホの暴力団排除に関する条項への該当性については都道府県警察に照会すること。役員等が施行規則第19条の8第3号イからへまでのいずれかに該する場合には、認定基準を満たさない。

なお、施行規則第19条の8第3号ヘに規定する「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、例えば、株式会社において株主としてその事業活動を大きく左右することができる立場の者に暴力団員等が含まれる法人をいう。

③捕獲従事者の人数の要件  
認定、鳥獣捕獲等事業者は、都道府県等が発注する鳥獣捕獲等事業を受注し、契約に基づいて、一定の期間、一定の地域で円滑かつ組織的に業務を行うことが求められる。このため、業務として契約に基づき捕獲等を安全にかつ効率的に遂行するため、1つの捕獲現場に捕獲従事者を2人以上配置できる体制をとり、かつ、複数の捕獲現場や一定の期間で継続して実施できる体制を有することが望ましいことから、2人以上のグループを複数有することを想定し、原則として4人以上の捕獲従事者を確保することができる体制を有することとした。

また、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ヒグマ及びキノワグマ（以下「中大型獸」という。）を対象とする装薬銃を用いた業務を実施する場合は、安全かつ効率的に業務を遂行するためには、より多くの事業従事者が必要であると想定され、かつ、複数の捕獲現場や一定の期間で継続して実施できる体制を有することが望ましいことから、原則として中大型獸を対象とした装薬銃を用いた業務について10人以上の事業従事者を確保することのできる体制を有することとした。

この認定における事業従事者の確認については、捕獲従事者も事業従事者であることから、捕獲従事者名簿の確認をもつてこれを行つても差し支えないこととする。また、捕獲従事者名簿で事業従事者が10名以上であることが確認できない場合は、事業従事者名

等を提出させ、捕獲従事者と合わせて事業従事者が10名以上であることを確認するとともに、捕獲従事者ではない事業従事者については、運転免許証等の本人確認書類の写しの提出等により、事業従事者名簿に記載されている氏名と照合すること。また、提出を受けた事業従事者名簿に記載されている「業種を用いた鳥獣捕獲等事業において従事する業務」を除まえ、当該名簿に記載された者が事業従事者であるとして問題ないかを確認すること（「自然局長通知認定事業者制度」2. 認定の審査（1）認定を受けけることができる鳥獣捕獲等事業者の②鳥獣捕獲等事業の従事者」を参照）。ただし、適切に捕獲等を実施した十分な実績を有する申請者については、捕獲従事者及び事業従事者の人数が上記の数に満たなくとも、効率的かつ組織的な捕獲等が可能な体制を有すると認められる場合には、当該要件に適合しているものとする。

なお、施行規則第19条の第1項第5号のただし書に規定するわな漁による鳥獣の捕獲等をしようとする場合において、当該わなにかかった鳥獣を確実に捕獲等するために器械を使用する事業とは、鳥獣の捕獲等の範囲内で行われる銃器を使用した止めさしを言う（銃器を使用した止めさしについては、「自然局長通知認定第4. 銃器を使用した止めさしについて」を参照）。なお、前述した鳥獣捕獲等事業について、わな獣とともに一体的に行われる事業であり、あくまでわな漁の認定を受けているあるいは受けようとする事業者がわな漁に加えて認定を受けるものとする。よって、統による止めさしを行う事業について認定を受ける場合は、わな獣及び銃器に係る認定（施行規則第19条の第1項第5号のただし書含む。）を受ける必要がある。

### 3. 認定の実施

#### （1）認定証

認定証の番号は「都道府県名」+「第<算用数字（3桁程度>号）（例：〇〇県第001号）」とし、変更の認定や有效期間の更新があつても、認定証の番号は変更せずに同じ番号を付すこととする。

また、施行規則第19条の9第3項の規定に基づく再交付の申請、施行規則第19条の9第5項の規定に基づく失の届出の申請について、様式2-8を、法第18条の7第3項の規定に基づく名称、住所又は代表者の氏名の変更届出については様式2-10を参考とするものとする。

#### （2）認定の公示

認定の効力は全国に及ぶことから、認定をした場合は、認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所、代表者の氏名及び夜間営業の基準に適合する場合はその旨について、公示すること。

- （3）認定鳥獣捕獲等事業者台帳の作成  
都道府県知事は、認定を行った鳥獣捕獲等事業者について、様式2-15を参考に、認定鳥獣捕獲等事業者台帳を作成するものとする。

#### 4. 認定鳥獣捕獲等事業の維持

認定を受けた鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業を認定基準に適合するように維持しないと認められる場合においては、事業管理責任者等を通じて、認定鳥獣捕獲等事業の維持を図るよう指導するものとする。また、必要に応じて、認定をした都道府県が、法第75条第1項に基づく報告徵収若しくは同条第4項に基づく立入検査又は法第18条の6第2項に基づく措置命令を活用し、認定鳥獣捕獲等事業を認定基準に適合させるための必要な措置を実施するものとする。

例えば、認定を受けた事業において、事業管理責任者がその責任を怠っていると認められた場合にあっては、認定基準に適合していないことと認め、措置命令の対象とすることができる。また、捕獲従事者や事業従事者が安全管理規程に反して重大な事故を起こした場合や、事業従事者の各講習の修了や研修の受講等に係る努力義務を明らかに怠った結果、著しく事業の安全性を損なう事態を招いた場合には、認定基準に適合していないことと認めで措置命令の対象とすることができる。さらに、役員等が施行規則第19条の8第3号イからホまでのいずれかに該当するところが新たに判明した場合にあっても、措置命令の対象とすることができます。

なお、原則として、認定をした都道府県知事が認定鳥獣捕獲等事業の維持のために必要な措置を実施することとなるが、自らの都道府県外で実施される鳥獣捕獲等事業については、把握することは難しい。従って、他の都道府県で認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が認定鳥獣捕獲等事業を行う場合において、認定鳥獣捕獲等事業を認定基準に適合するよう維持していないと考えられる場合、認定をした都道府県に情報共有するものとし、認定をした都道府県は、情報共有をした都道府県と連携して、必要な措置を実施するものとする。

#### 5. 変更の認定等

##### （1）変更の認定

- ①変更の認定が必要な場合  
認定鳥獣捕獲等事業者は、申請書（捕獲従事者名簿を含む）に記載した事項について、以下のア～カを変更する場合は、改めて基準への適合を審査する必要があるため、事前に認定を受けた都道府県知事に変更の申請を行う必要がある。
- ア 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更（追加を伴うもの）

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類を変更する場合であつてその追加

を伴うもの（例えば、これまでニホンジカのみを対象として認定を受けており、新たにイノシシについても認定鳥獣捕獲等事業として補償等しようとする場合、対象をニホンジカからイノシシに変更する場合等）、又は、鳥獣の捕獲等の方法を変更する場合であってその追加を伴うもの（例えば、これまでニホンジカについて狩猟のみで認定を受けており、新たにわな猣についても認定鳥獣捕獲等事業として実施しようとする場合に、方法を銃猟からわな猣に変更する場合等）が該当する。

イ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲從事者の追加や狩猟免許の種類に係る変更

ウ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、事業管理責任者の変更

エ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、安全管理体制に関する事項の変更

オ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、夜間狩猟の実施に関する事項の変更

カ 鳥獣捕獲等事業に從事する者に対する研修の実施に関する事項

#### ②変更の認定の方法・様式

法第18条の7第1項の規定に基づく変更の認定の申請書の様式については、様式2-9を参考とするものとする。変更の認定においては、変更があった事項のみを審査すればよく、直近の認定時の申請書類から変更のない書類については、その添付を省略することができる。変更の認定をした場合は、変更の認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所、代表者の氏名及び夜間狩猟の基準に適合する場合はその旨について、公示すること。

#### (2) 変更の届出

##### ① 変更の届出が必要となる場合

認定鳥獣捕獲等事業者は、以下のア～ウの事項を変更する場合は、認定を受けた都道府県知事に変更の届出を行う必要がある。

ア 名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更があつた場合が該当する。

イ 捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の一部変更 ((1) アの鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更 (追加を伴うもの) を除く。)

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類の一部をその対象から除外し、か

つ、別の鳥獣の種類の追加を伴わない場合（例えば、これまでニホンジカとイノシシを対象として認定を受けていたが、イノシシを対象から外し、ニホンジカのみとする場合）、又は、鳥獣の捕獲等の方法の一部を廃止し、かつ、別の方法の追加を伴わない場合（例えば、これまで銃猟とわな猣について認定を受けていたが、わな猣をやめ、銃猟のみとする場合）が該当する。

ウ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲從事者に係る変更 (6(1))

① イの捕獲從事者の追加及び狩猟免許の種類に係る変更を除く。) であつて、変更後も捕獲從事者の数が施行規則第19条の4第1項第6号及び規則第19条の8第5号の基準に適合することが明らかな場合（例えば、これまでわな猣の捕獲從事者がa、b、c、d、e、fの6名いたが、e、fの2名が退職して4名となり、新たな人員を加えない場合。なお、新たな捕獲從事者を加える場合には変更の申請が必要。）が該当する。

なお、認定証に記載される法人の名称、住所、代表者名、捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法の変更の届出をする場合は、施行規則第19条の12第2項の規定により、認定書の書き換えを受ければならない。

#### ②届出方法・様式

第18条の7第3項の規定に基づく変更の届出書は、様式2-10を参考とするものとする。変更の届出があつた場合は、届け出た鳥獣捕獲等事業者の名前及び変更の届出があつた旨について及び公示すること。

(3) 事業の廃止

法第18条の7第4項の規定に基づく認定鳥獣捕獲等事業の廃止届出書は、様式2-11を参考とするものとする。廃止の届出があつた場合は、届け出た鳥獣捕獲等事業者の名前及び廃止の届出があつた旨について公示すること。

#### 6. 認定の更新

##### (1) 認定の更新の申請

法第18条の8第2項の規定に基づく認定の有効期間の更新申請書は、様式2-12を参考とするものとする。なお、一の法人が複数の認定を受けることはできないため、初回の認定後に変更の認定により、捕獲等をする方法又は鳥獣の種類について追加された場合にあっても同一の認定とする。よって認定の更新は、更新しようとするすべての捕獲等をする方法及び鳥獣の種類を一度に申請するものとする。

(2) 認定の更新の際の添付書類

前回申請時と同じ都道府県知事に申請する場合においては、前回申請時に提出した書類

から変更がなく、更新の際に改めて提出させて確認する必要のない書類については、その添付を省略させることができる。ただし、狩猲免状、銃砲刀剣類所持許可證及び損害保険契約の写し又は其等事業の被共済者であることを証する書類等、認定の有効期間内に当該免許許可及び契約が更新されているものについては、内容に変更がない場合においても確実に更新されていることを確認するため、提出させるものとする。

また、研修の実施状況に関する報告書については必ず提出が必要であり、様式2-13を参考とするものとする。

#### 7. 環境省への報告

認定鳥獣捕獲等事業者について都道府県間の情報共有を図るため、認定をした都道府県の相当部局は、認定、変更認定、軽微な変更届出の受理及び更新の際に同時に、下記のア～キの情報を認定鳥獣捕獲等事業者台帳によって当属野生生物課鳥獣保護管理室へ報告するものとする。都道府県からの報告を受けた鳥獣保護管理室は、その情報をとりまとめ、適宜、全都道府県と共有することともに、ア、イ、オ、及びキの内容並びに認定を受けた都道府県名を、ウェブサイト等で公表する。

ア 認定証の番号及び交付年月日

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ウ 認定鳥獣捕獲等事業者の連絡先

エ 事業管理責任者の氏名

オ 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法

カ 鳥獣の捕獲等をする方法ごとの捕獲従事者の人数

キ 夜間統漁に係る認定を受けた場合はその旨

#### 8. 経過措置

平成27年12月24日公布、平成28年1月15日施行の鳥獣の保護及び管理並びに狩猲等事業者の行為規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第41号。以下「改正省令」という。）附則第2条において、認定鳥獣捕獲等事業者に關して下記の経過措置が設けられている。

①附則第2条第1項

改正省令の施行の際に鳥獣捕獲等事業の認定を受けている者は、この省令の施行の日に法第18条の2の認定を受けたものとみなされる。例えば、既に認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従員等に暴力団員でなくなら3年を経過しているが5年を経過していない者がいる場合、改正後の認定基準を満たしていないことになるが、本経過措置により、法第18条の2の認定を受けたものとみなされ、新基準による認定を受け直す必要はない。この場合において、当該認定を受けたものとみなされる者に係る認定の有効期間は、そのまま存続し、施行日におけるその者に係る認定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。

なお、上記期間の満了に当たり有効期間の更新を受けるとき及び改正省令施行後に変更認定の申請を行い変更認定を受けるときには、新基準が適用されることに留意すること。

②附則第2条第2項  
改正省令の施行前に提出された認定（変更認定を含む。）の申請であって、この省令の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものの審査については、改正前の認定基準（以下「旧基準」という。）等が適用される。

#### ③附則第2条第3項

①に基づき認定を受けたものとみなされた者及び②に基づき旧基準で認定を受けた者に關する認定鳥獣捕獲等事業の維持についても、旧基準等が適用される。例えば、①に基づき認定を受けたものとみなされた者の従員等に、暴力団員でなくなら3年は経過するが5年を経過しない者がいる場合であっても、認定の基準を維持出来ていないものとして、法第18条の6第1項の違反を問われたり、同条第2項の措置命令の対象となるものではない。

ただし、①のとおり、有効期間の更新を受けるとき及び改正省令施行後に変更認定の申請を行ない変更認定を受けるときには、新基準が適用される。そのため、当該更新又は変更認定を受けた後の認定鳥獣捕獲等事業の維持については新基準が適用されることに留意すること。

年 月 日

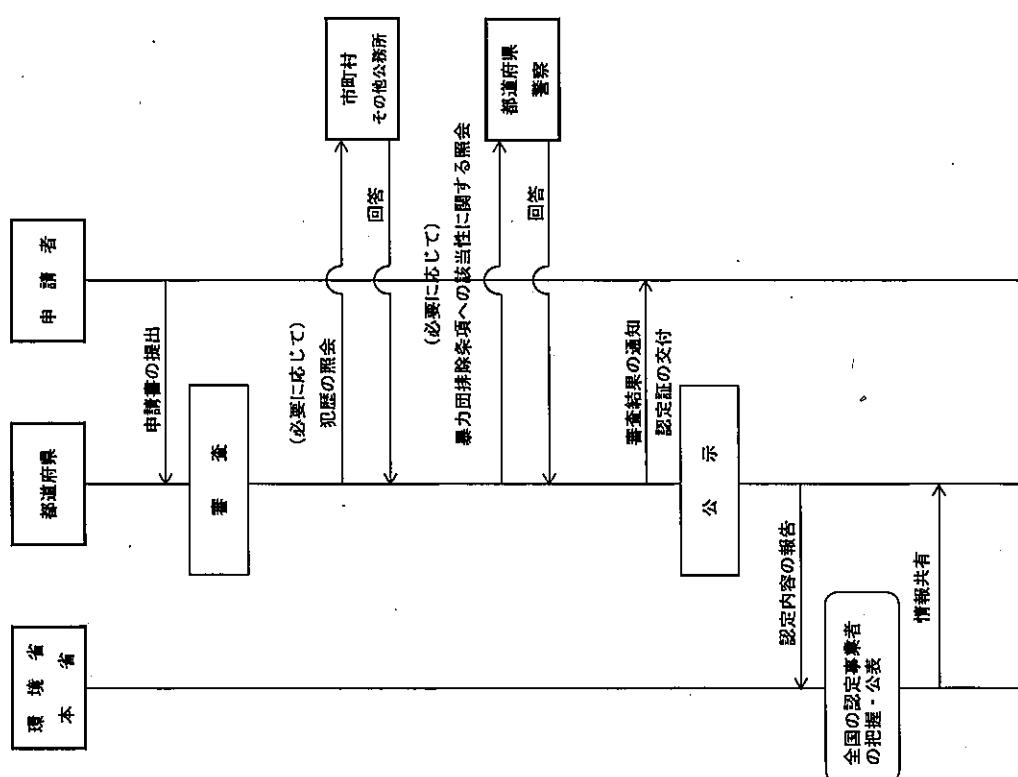
申請者 の住所	(〒 ) 電話番号 ( )
申請者 の名称	
申請者代 表者の氏名	

認定申請書

鳥獣の保護及び管理並びに併獣の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業が同法第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、以下により申請します。

装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類 により捕獲等をする鳥獣の種類 及びその方法	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ヒグマ 4. ソキノワグマ 5. ニホンザル 6. その他 ( )
空気銃を使用して捕獲等をする 鳥獣の種類 及びその方法	
網を使用して捕獲等をする鳥 獣の種類	
事業管理責任者の役職・氏名	
捕獲従事者	別紙「捕獲従事者名簿」のとおり
安全管理体制 の実施体制	添付資料○、○のとおり
夜間銃撃の実施	1. 有 2. 無 添付資料○、○のとおり
鳥獣捕獲等事業 に從事する者の 技能及び知識	添付資料○のとおり
鳥獣捕獲等事業 に從事する者に に対する研修の実 施	添付資料○のとおり

認定審査に係る作業手順



## 11. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

筆名著事従捕紙別

（續）

1. 数字を付した欄は、該当する数字を〇で記載すること。
  2. 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
  3. 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥の種類及びその方法欄には、装薬統・装薬統（銃器）を使用した
  - 止止めさし・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥類を記載すること。
  4. 鳥獣捕獲等事業の実施本則欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
  5. 捕獲従事者名簿の記載に當たっては、次の事項に留意すること。
    - ・捕獲従事者は、安全管理講習及び技術知識講習を修了していること。
    - ・狩猟免許、網類免許が受けている狩猟免許の種類（第一種狩猟免許、第二種狩猟免許、わな漁免許、網類免許）を記載すること。
  6. 銃器を使用する場合は、銃の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
  7. 鳥獣捕獲等事業に從事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。
  8. 鳥獣捕獲等事業に從事する者に対する研修の実施欄に記載しないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  9. 所定の欄に記載しないほか、都道府県知事が必要と認める書類とする。
  10. 添付書類は別紙のとおりのほか、都道府県知事が必要と認める書類とする。

別紙】事業從事者名簿

\*本申請書に添付した書類について、日に印を押して下さい。



□ 捕獲從事者の統計刀剣類所持許可証の写し（麻酔統の場合にあつては、人命救助年に従事する者届出  
□ 清証明書の写しを含む）  
□ 本件における被験者数が 10 人以上であることを確認できない場合は審査対象外とせん

(夜間勤務する場合)

- 夜間勤務をする複数従事者の技能が基準に適合することを証する書類
  - ・身元技能を証明する書類 (様式2-4①)
  - ・捕獲実績に関する書類 (様式2-4②)
  - ・人格鑑定を有する旨の推薦書 (様式2-4③)
- 夜間勤務安全管理制度の修了証の写し

174

事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する法律施行規則  
第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書

年 月 日

様式2-2  
役員及び事業管理責任者名簿  
( 年 月 日現在)

役員	住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 員

事業管理責任者の住所、氏名及び電話番号

都道府県知事 殿

次に掲げる業務を行うことを誓約します。

記

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程について、隨時必要な改善を図ること。

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理について、事業從事者への周知を徹底し、遵守させること。

## 夜間銃猟をする捕獵從事者に関する射撃技能證明書

以下の者について、鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することについて、以下のとおり証明いたしました。

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日
射撃技能を確認した日	年 月 日
射撃技能を確認した場所	
使用した標的紙の種類	2. 5 cm × 5 cm
使用した銃の種類	散弾銃 ・ 散弾銃及びライフル銃以外の銃類 ・ ライフル銃
使用した銃の種類	立射・陸射・射射・伏射・その他( )
射撃 姿勢	銃身の簡易な位置 あり (方法: )
発射数	中心からの距離 (cm)
1回目	
2回目	
3回目	
4回目	
5回目	
結 果	

- (注) 1. 該当するものを○で用むこと。  
 2. 所属欄には、所属する鳥獸捕獲等事業者の名称を記載すること。  
 3. 授業許可証の写し、狩猟報告の写し等、捕獲等した数量がわかる書類を添付すること。  
 4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (注) 1. 該当するものを○で用むこと。  
 2. 所属欄には、所属する鳥獸捕獲等事業者の名称を記載すること。  
 3. 使用した銃の種類欄には、使用した銃の名称を記載すること。  
 4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び電話番号

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び電話番号  
申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び電話番号

## 夜間銃猟をする捕獲從事者が人格識見を有することの推薦書

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の獣塊大臣が告示で定める要件のうち、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有することにつき、推薦いたします。

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日

(注) 1. 複数名を推薦する場合は、一枚に記載することができる。  
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1. 鳥獣捕獲等事業を実施した実績	
鳥獣捕獲等事業の発注者	
鳥獣捕獲等事業の受託者の名称	
(申請者が組織的に実施したと記められる理由)	
実施期間	
実施区域	
鳥獣の種類	
捕獲等の方法	
捕獲從事者の氏名	
実施結果	
2. 鳥獣捕獲等事業における事故実績	
事故発生の有無	1. 有 2. 無

事故の概要	※事故報告書を添付
-------	-----------

(備考)

- 1 申請前3年以内の実績に限る。
- 2 複数の実績を記載する場合は、上記様式を繰り返し記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業の発注者欄には、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称欄には、原則として申請者の名称を記載すること。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記載するものとし、申請者が組織的に実施したと認められる理由欄を記載し、定めその他申請者と受託者の関係が分かる書類を添付すること。
- 5 鳥獣の種類については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業のお夾鳥獣であること。
- 6 捕獲等の方法については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる獵法（法定獵法に限る）であること。（撲滅統、装薬統（銃器を使用した止めさし）、わな猟、網猟の別）
- 7 捕獲従事者の氏名欄には、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に從事した者の氏名を記載すること。なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者と重複する者の氏名を少なくとも1名以上記載した上で、「他〇名」とすること。
- 8 実施結果については、捕獲数その他、受託した事業を適切に実施したかを記載すること。
- 9 該当する数字に〇をすること。
- 10 申請前3年以内に鳥獣捕獲等事業において事故（保険金の支払い対象となる程度の事故であって、自損、他損、人身事故、器物損壊等を含む）があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点を含む）を添付すること。
- 11 様式の大きさは、日本産業規格A4版すること。

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則  
第19条の3第3号イからヘまでに該当しない者である旨の誓約書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

都道府県知事 殿

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び電話番号

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び電話番号

t

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

## 記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 奈解以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、第32条の3第7項及び第32条の1第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治10年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第209条の2、第222条(当しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律(大正15年法律第60号))の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

都道府県知事 殿

年 月 日

都道府県知事 殿

年 月 日

認定証番号	
認定証交付年月日	( 干 )
住所	電話番号( )
名称	
代表者の氏名	

認定証再交付申請書  
認定証亡失届出書

□再交付申請  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の9第3項の規定に基づき、下記のとおり認定証の再交付を申請します。

□亡失の届出

下記のとおり認定証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の9第5項の規定に基づき届け出ます。

亡失・滅失した事情
-----------

(備考)

- 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□に印を付すこと。
- 2 様式の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定証番号	
認定証交付年月日	( 干 )
申請者 の住所	電話番号( )
申請者 の名称	
申請者 の代表者の 氏名	

## 変更の認定申請書

年 月 日付け第 号で認定を受けた鳥獣捕獲等事業の変更について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定に基づき都道府県知事の変更の認定を受けたいので、以下により申請します。

変更の内容	変更前	変更後
	変更の理由	
変更予定日		

年 月 日

都道府県知事 殿

認定証番号	
認定証交付年月日	( 年 )
住所	電話番号 ( )
名称	
代表者の氏名	

## 認定を受けた事項の変更届出書

下記のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定に基づき、届け出ます。

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
変更日		

## (備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (備考)
- 申請者の住所、名称、代表者の氏名に変更があった場合は、申請者の住所、名称、代表者の氏名欄には、変更後の内容を記載し、変更の内容欄に変更前及び変更後の内容を記載すること。
  - 申請書類の変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定証番号	
認定証交付年月日	( 年 )
住所	電話番号 ( )
名称	
代表者の氏名	

## 認定鳥獣捕獲等事業の廃止届出書

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定に基づき、届け出ます。

廃止した日	
-------	--

認定証番号	
認定証交付年月日	
認定を受けた 都道府県名	
申請者の住所	(〒 ) 電話番号( )
申請者の名称	
申請者の代表者の 氏名	

新規申請書の更新期間の有効性

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定に基づき、認定の有効期間の更新を受けていたので、以下により申請します。

(卷八)



【別紙】捕獵従事者名鑑

【事業従事者名簿】

氏 名	装糞院を用いた鳥糞捕獲等事業において従事する業務

(別紙)添付書類一覧

\*本申請書に添付した書類について、□に印を付すこと。  
※都道府県知事は、前回申請時と同じ都道府県知事に申請する場合においては、前回申請時に提出した書類から変更がなく、更新の際にあらためて提出させて確認する必要のない書類については、その添付を省略させることができ、必要な書類について提出を求める。

- 添人の定款又は誓約行為
- 法人の登記事項証明書
- 児童及び事業管理責任者の名稱（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び登録）（様式2-2）
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- 申請者が地方公共団体である場合、事業管理責任者が申請者の役員である場合以外の場合にあっては、雇用契約書の写しその他の申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳴笛捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間強制的実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が施行規則第十九条の四第一項第二号及び口に掲げる事項を実施する旨を誓約する書面（様式2-3）
- 事業管理責任者及び捕獲從事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに受講した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲從事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲從事者が受講した安全管理講習の内容及び時間に記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲從事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲從事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修の実施状況に関する報告書（様式2-13）
- 申請者の捕獲実績を記した書類（様式2-5）
- 役員及び事業管理責任者が施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書（様式2-6）
- 施行規則第19条の8第4号（整備省令附則第2条の規定により認定を適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被保険者であることを証する書類
- 申請者が法律第18条の4に規定する次規事由に該当しない旨の誓約書（様式2-7）
- （統系による事業を実施する場合）
- 捕獲從事者の燃刃剣類持許可証の写し、（麻酔の場合は、人命救助等に從事する者届出書證明書の写しを含む。）
- 捕獲從事者名簿で事業從事者が10人以上であることは確認できない場合は事業從事者名簿
- 捕獲從事者ではない事業從事者については、運転免許証等の本人確認書類の写し
- （夜間強制をする場合）
- 夜間強制をする捕獲從事者の技能が基準に適合することを証する書類
- ・執撃技能を証明する書類（様式2-4①）
- ・捕獲実績に関する書類（様式2-4②）
- ・人格職見を有する旨の推薦書（様式2-4③）
- 夜間強制安全管理規程の修了証の写し（新たに修了した者に限る。）
- 夜間強制の実施に係る安全管理規程

都道府県知事 殿		年 月 日
研修実施状況報告書 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の13第3項の規定に基づき、研修の実施状況を報告します。		
研修実施状況 改 善 状 況	(1年目)	
	(2年目)	
	(3年目)	

都道府県知事 殿

## 研修実施状況報告書

年 月 日

認定証番号	
認定証交付年月日	
認定を受けた 都道府県名	
申請者の住所 代表者の氏名	(〒 ) 電話番号 ( )
申請者の名称	
申請者の代表者の 氏名	

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面

以下の事業従事者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であることを証明するとともに、狩猟について必要な適性を有することを確認したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第59条の2に基づき、提出します。

事業従事者 の 氏 名	適性を有することを 確認した日	適性を有することを 確認した方法	結果

(注)

- 認定鳥獣捕獲等事業者が作成すること。
- 複数人分まとめて作成することができる。
- 適性を有することを確認した日欄には、符號免許の更新の申請前一年以内の年月日を記載すること。
- 適性を有することを確認した方法欄には、安全管理規程に定める事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項のうち、視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項に基づき実施した方法（医師の診断書、健康診断の結果等）を記載すること。
- この証明書は、本証明書が発行された日から3か月以内に限り有効とする。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式2-15 ○○年度 設定負担額等事業者台帳(○○部造付異知事定)

86

